

平成26年第3回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成26年9月12日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
総務課	長	高野光司君
企画財政課	長	秋山幸男君
税務課	長	石井博美君
住民課	長	井原有一君
福祉課	長	石塚稔君
保健福祉センター	所長	岩戸友広君
環境対策課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経済課	長	矢口功君
都市建設課	長	鬼澤俊一君
会計課	長	菅田哲夫君
教育	長	伊藤孝生君
学校教育課	長	海老原貞夫君
生涯学習課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局 長 酒井賢治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成26年9月12日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第30号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第2 議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第32号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第4 議案第33号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第6 議案第35号 利根町消防団設置条例
- 日程第7 議案第36号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合同約の変更について
- 日程第8 議案第37号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第38号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第39号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第40号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第41号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第42号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第43号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第44号 財産の取得について
- 追加日程第1 利根町農業活性化対策特別委員会の設置の件
- 日程第16 議案第45号 平成25年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 議案第46号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第47号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第48号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第20 議案第49号 平成25年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第21 議案第50号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
の件
日程第22 議案第51号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の
件
日程第23 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第30号
日程第2 議案第31号
日程第3 議案第32号
日程第4 議案第33号
日程第5 議案第34号
日程第6 議案第35号
日程第7 議案第36号
日程第8 議案第37号
日程第9 議案第38号
日程第10 議案第39号
日程第11 議案第40号
日程第12 議案第41号
日程第13 議案第42号
日程第14 議案第43号
日程第15 議案第44号
追加日程第1 利根町企業活性化対策特別委員会の設置の件
日程第16 議案第45号
日程第17 議案第46号
日程第18 議案第47号
日程第19 議案第48号
日程第20 議案第49号
日程第21 議案第50号
日程第22 議案第51号
日程第23 常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第24 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

会議に入る前に、議案に対する質疑通告についての確認をいたします。

今回の定例会におきましても、前回の定例議会と同様に質疑の通告制をとっています。したがって、通告されていない議員は質疑をすることはできません。質疑を通告された議員は、通告された内容に従うものとし、通告されているもの以外については、質疑されることのないようお願いをいたします。

なお、質疑の順番については、議題となった議案ごとに、その議案に対し、質疑通告されている順番で私のほうから指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、議案第30号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第30号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第2、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、1点のみ質問をさせていただきます。

イの小型特殊自動車、この中で「農耕作業用のもの」とありますね。利根町は、きのうも一般質問でやりましたが、米づくりが盛んで大型トラクター、またトレーラーですか、そういうものは登録しなければいけないと思うのですが、恐らく私の感じでは登録台数というのは半分か、半分以下か、そのような感じだと思いますので、その辺の台数、割合、それをお伺いしたいです。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

石井税務課長。

○税務課長（石井博美君） こちらのほうに提出されているものの収入額は、別によろしいですか。

○11番（若泉昌寿君） 収入額がわかれば。

○税務課長（石井博美君） まず初めに、登録台数ですが、25年4月1日現在のものですが、農耕用は545台になります。全体の軽自動車登録数の約8.3%です。

収入のほうにつきましては142万8,000円、軽自動車全体の4.5%になります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ただいま税務課長のほうから、4月現在で545台、軽自動車全体から見ると8.3%ということですが、農家の方が所有する台数というのがおおよそわかれば。

この545台というのは、あくまでも登録された台数だと思うのです。登録が必要なのは、道路を走りますから、大型トラクターとトレーラー、コンバインを積むとか、そういうトレーラーもナンバーが必要だと思うのです。ですから、それも登録しなければ道路を走れないと思うのです。それが全体の何%か。この8.3%というのは、軽自動車全体の8.3%ですよね。私が知りたいのは、農耕用のものについての登録がどのくらいあるのか、そこが知りたいんですよ。もしわかれば。

○議長（井原正光君） 石井税務課長。

○税務課長（石井博美君） 農耕用の登録台数ですが、全体でどれだけあるかというのは把握しておりません。というのは、一つに、農耕用といっても歩行型とか、そういうものは登録する必要もありませんので、また、農家にとってはコンバインでも登録されているものと、登録されていないものがあります。というのは、コンバインでも公道を走らなければ必要ありませんので、だから、農家が持っている台数イコール登録台数とは限らないので、その辺は全部で農家の方がどれだけ持っていて、どれだけ登録してあるのか、これはわからないと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今の課長のお話ですと、全体のことは把握できないということですが、確かにそう言われると把握するのが難しいかなとは思いますが。

それで、登録されていない大型トラクターとかトレーラーとか、またコンバインも道路

を走りますから、それが万が一警察署のほうで検挙された場合、それは普通の軽自動車とか普通自動車と同じような罰則というのはあると思うのですが、その辺を一つ。

それから、町として、これは経済課関係もあるでしょうけれども、登録は前から当然やるべき義務的なものですが、今度改められましたので、これを今までどおりに、ただ農家の方たちの思うままにしておくのか、町のほうが積極的に登録されていない農耕用のものに対しては、ぜひ登録をお願いしますということを促していくのか、その2点をお願いします。

○議長（井原正光君） 石井税務課長。

○税務課長（石井博美君） 農耕用のものが公道を走って事故が起きた場合は、当然道路交通法の罰則に触れると思います。

○議長（井原正光君） 2問目の質疑に対する答弁、石井税務課長、できませんか。課税に関する事なので。

○11番（若泉昌寿君） 登録されていない農耕用のものに対して、一応調べて、登録をお願いしますよと促すと、そういうことなんです。

○議長（井原正光君） 石井税務課長。

○税務課長（石井博美君） その件につきましては、今度広報等を出していただくよう、少し考えてみたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第31号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第32号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第4、議案第33号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第33号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第5、議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

通告順により、4番船川京子議員。

○4番（船川京子君） それでは、質疑を行います。

条例の中の第5条に、小学校に就学している児童を対象とするところが記載されているんですけれども、この第5条によって6年生まで利用が可能となります。同じく、第9条に、児童1人につき概ね1.65平方メートル以上と専用区画面積を記されております。この面積に対する対応はどのように考えているのかお伺いいたします。

もう1点、お尋ねしたいと思います。同じく条例第6条の2に、「避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。」と記されております。

参考資料3ページには、国の基準として「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。」、当町の基準としては「国の基準に同じ」と記されております。

定期的にという表現をされた理由と、この定期的とは具体的にどのぐらいの期間を考えていらっしゃるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、ご質問にお答えいたします。

第34号の第5条でございますが、第5条につきましては、事業の一般原則につきまして規定をしております。その中で児童クラブの対象児童でございますが、概ね10歳未満というところから、小学校6年生まで拡大されるということになったわけでございます。こちらにつきましては、子ども・子育て計画策定時のニーズ調査におきまして、今まで3年生ぐらいまでございましたけれども、6年生まで、高学年が利用可能ということになるわけでございますが、現時点のニーズ調査等を含めまして需要を見込みましたところ、各小学校の児童クラブ単位で数名かなと思っております。ということで、現状の施設の中で対応可能であろうと見ております。

現時点では第9条のほうの1.65平米を満たしており、まだ余裕がある状況でございます。

それから、第6条の避難につきましてでございますけれども、2項のほうに「避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。」ということで規定してございます。

避難訓練につきましては、定期的にしっかりやっつけていかなければならないものにつきましては、年1回を考えていきたいと思っております。また、現実的に毎月大規模なものはないかと思いますが、点検をしたり、そういったことは常時やっつけていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 最初のニーズ調査で、現状は1.65平方メートルの確保がされているというお答えをいただいたんですけれども、今後の見通しも、それが三つの小学校とも大丈夫であると認識をされているのでしょうか。

それと、2点目の定期的という部分ですけれども、この定期的と表現されているところは、必要に応じて毎月1回必要だと考えられる部分是对应するけれども、基本的に避難及び消火に対する訓練は年に1回と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） まず、1.65平方メートルで今後も大丈夫かというようなことでございますけれども、今後、児童生徒がどういうふうにふえていくかということでございますけれども、ニーズ調査をしましたところ、現在3年生までで、児童クラブに通っている子どもたちにつきまして、その後、高学年になっても利用するかという調査をしましたところ、13.4%が利用意向だという答えが返ってきております。

それを当てはめると、大体各施設5人ぐらいというところで、何とかクリアできるのではないかと考えております。

また、今後の児童生徒数の推移を見ましたところ、年齢層によって違うんですが、44%くらい現行の小学生より減っていく動向も見えますので、非常に難しいところではあると思いますが、何とか対応可能なとは考えております。その状況は今後実態を見ながら建設的な方向で捉えていかなければいけないというのが、この条例の趣旨になっておりますので、そのように取り組みたいと思っております。

それから、第6条の非常災害対策ですが、避難訓練と消火訓練につきましては、現実的にそれなりの規模を持って行うのは、年1回が現実的であろうと考えております。その際には学校や放課後子ども教室、児童クラブのほうとも連携して、一体的にできればいいなと考えております。

あとは、平常時にしっかりした点検をしていくということをやっていけば、対応が可能ではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 次に、11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

私が解釈できないと思うのですが、第4条で放課後児童健全育成事業を行う者、これは町なのかなと私理解するんですが、町ということは町長だと思うのです。それで、今度は4条の3、「町長は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。」となっているんです。

私の勘違いかどうかわかりませんが、この事業者のトップは町長だと、私はそのように認識しているんです。それで、3のこのようなことがあったら勧告することができるという、この辺を、私が理解できるように詳しくお願いしたいと思います。

それと、第18条の時間ですが、小学校は1日につき8時間面倒を見るということですが、休業日は夏休みとか、そういう場合は何時から受け入れてくれるのか。少なくとも9時ごろには受け入れないと、預けるほうにしてみれば、預ける意味がなくなってしまうのかな

と思うのです。あと、親御さんたちは労働しているわけですから、幾ら少なくとも5時、ということは8時間以上、かなりオーバーしてしまうんですね。一応書いてありますけれども、その事業ごとに時間は決まるとなっていますけれども、余りにもオーバーするのかなと思うので質問しているわけです。

それから、普通の日、授業が終わってからは1日につき3時間と書いてありますけれども、これは7時ごろまで今預かっているわけですよ。そうしますと、小学校の低学年は3時には完全に帰るわけですから、やはり4時間になって1時間オーバーになってしまうんですけども、その辺も臨機応変にやるのか、その2点をお願いします。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答え申し上げます。

第4条でございますが、第4条につきましては最低基準と放課後児童健全育成事業者ということで、町なのかということでございますけれども、今回の子育て支援新制度と申しますか、児童福祉法になるわけでございますけれども、こちらで放課後児童健全育成事業を行う者は、町以外の者でもできるということでございます。

仮に町以外の事業者がこの事業をやった場合には、当然この基準を遵守しなければならないということになります。その場合に、この規定に沿わない状況が発生した場合には、町長が勧告できるという制度になっております。

現実にはほかの団体が、ほかの市町村ではそういうふうに行っているところもあるのかと思っておりますが、現実的には町が実施しているのが多いかと思っております。

その上の第3条で、町がやるということは書いてございませんが、町がやることは当然できます。その場合でも、最低基準を常に向上させるように努めなければならないという定めがございます。

それから、第18条の受け入れ時間でございますけれども、1項1号につきましてはでございますけれども、1日につき8時間ということでございますが、利根町では長期休暇等の場合に実施時間がどうなっているかとのことですが、1号につきましても2号につきましても、既にこの時間をクリアしております。

時間につきましては、1号につきましては、実際朝8時から夕方6時30分まで、10時間30分開級してございます。また、2号の平日授業を行っているときは、3時から6時半まで3時間30分開級をしてございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ということは、町でなく他の事業者も、これをやることのできるということですが、利根町の場合は町が行う、そのように理解していいわけですね。町が行う、そういうことですね。

そうしますと、町長は児童の保護者その他、このところですよ、「意見を聴き、放課後児

童健全育成事業者に対し」と、事業者に対しということは町ですよ。利根町の場合、町がやるわけですから、「最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる」ということは、もしこれが下回っていた場合は、町長みずから言わなければいけないと、そのような解釈になってしまうと思うのですが、その辺を一つお願いします。

それと、時間のほうですが、今、休日が8時から6時30分で10時間30分、これは2時間30分オーバーしますが、これは多目に見てやると、そういうふうに理解していいと思いますが、3時から6時30分のほうも、これも実際には7時ごろまで預かってくれているんですよ。これも臨機応変に保護者の方たちの便宜を図ってあげていると、そのように理解します。これは結構です。

第4条のほうをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 先ほど第3条のほうも少し説明をさせていただいたのでございますが、この条例を定めたのは町で、また児童福祉法の定めによりまして、町がこの児童クラブを実施することができるとなっているわけでございます。この第3条で「町は、最低基準を常に向上させるように努めるもの」という部分がありますので、そこは町が実施する場合に当然最低基準を遵守しながら向上を図っていくということで、勧告を第4条のほうでしておりますが、それは当然町以外のものが行う事業者に対して対応するということになると思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第34号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第34号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第6、議案第35号 利根町消防団設置条例を議題とします。
本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第35号 利根町消防団設置条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第7、議案第36号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第8、議案第37号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第

3号)を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

まず、4番船川京子議員。

○4番(船川京子君) それでは、補正予算に対しての質疑を行わせていただきます。

15ページの款3民生費、目4児童クラブ推進事業、委託料253万5,000円についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの放課後児童クラブのニーズ調査で、現状のままでいくというお話がありましたので、その部分も触れてお答えをいただきたいと思うのですが、これは放課後児童クラブの対応として委託されると理解をしていたんですけれども、そうではないのでしょうか。

それと、いつごろ完成を目指し、どのぐらいの広さと設備があり、何人ぐらい支援できるものを予定されているのかお伺いしたいと思います。

○議長(井原正光君) 船川議員の質疑に対する答弁を求めます。

石塚福祉課長。

○福祉課長(石塚 稔君) それでは、お答えいたします。

布川小学校児童クラブでございますけれども、布川小学校でございますけれども、大規模改修工事を行うというお話がありまして、今後児童クラブを布川小学校の中で実施していくことが困難になっていくという考えがございました。

それから、布川小学校の児童クラブは、学校の家庭科教室をお借りしてクラブ運営をしてきたところでございますけれども、実質上、規定上の面積は結構布川小学校の家庭科教室はあるんですね。ただ、調理台とかそういったものがありまして、そういう意味での利用スペースは若干厳しいのかなと考えてきたこともございます。

それから、さまざまな指摘等もございまして、安全上の問題があるんじゃないとか、そういった面で充実に限界があったということがございました。

そういったこともありまして、布川小学校の児童クラブにつきましては新設する方向がよいのではないかとということで、各機関とも協議いたしまして、今回新たに設置するということを提案させていただいたというところでございます。

これは補助事業になってまいりますので、補助申請等々ありますので、そういった許可をいただいてから着手する形になりますので、27年度中の半ばぐらいから実施するということになりますので、年度内に入ることは可能かと思いますが、一時的には入っているのが不可能かなということは考えてございます。

また、面積要件でございますけれども、今のところ100平米オーバーで考えておりますが、その中には保育ルームが、これは実際専用区画と言われている部分ですけれども、それと男子便所、女子便所、多目的トイレ、そういったものを配置していくようになるかと思えます。あと、電気設備が当然必要なんですが、それと給排水衛生設備、そういったものを

設置して、100平米オーバーぐらいの施設を目指しております。

ただ、専用区画としましては、今40人規模を想定しております。

現実、子どもたちは平均的には30人前後で推移しているのかなと、30人ちょっと超えるぐらいの状況でございますので、ニーズ調査等々も踏まえても40人ぐらいかなと想定しておりますので、そのような考えで計画をしております。

○議長（井原正光君） 船川議員の質疑が終わりました。

次に、11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） それでは、私も3点、質問させていただきます。

まず、第2表の債務負担行為の補正について、これは先日、企画財政課長の説明で60周年事業との説明でございます。この800万円について、事業の内容がわかればお示しいたきたいなと思います。

それと、秘書広聴費、これは町制施行60周年記念事業として26万円の補正を組んでおりますが、これは、これから実行委員会を立ち上げることになっておりますので、その費用だとは思いますが、メンバーはどのような方を選ぶのか、議員は入るのかどうなのか、あと、この60周年事業は27年度中に行うと思いますけれども、その予定がわかりましたらお願いしたいと思います。

それと、款3民生費の児童クラブ推進事業、今、船川議員が質問していましたが、大体わかったんですが、確かに今使っているところは家庭科教室ですか、あそこは調理台がありまして危険が伴う教室、私もそれは知っております。

それで、今度つくるに当たっては、新しく教室をプレハブか何かでつくるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、款9の教育費、目4の教育研究指導費91万9,000円、バドミントンという説明がありましたね。日本ウェルネススポーツ大学からの指導員が来るということですが、以前にもこのことについて質問したことがあると思いますが、まだそのときはクラブに生徒がいないということですが、それで利根町外の子どもも来るんだよという説明がありましたけれども、それからどのように変わったのか。利根中学校の部員がこれから募集されて、それでウェルネススポーツ大学の指導する人が指導してくれるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは、第2表の債務負担行為の補正につきましてご説明申し上げます。

来年1月1日に利根町が町制施行60周年を迎えることから、本町の魅力や施策を広く町内外にPRし、町のこれまでの歩みや魅力を再発見していただくために作成するものでありまして、町制施行60周年記念事業として「町勢要覧2015」を発行するというところでござ

います。

また、期間につきましては、平成27年の秋に式典を予定しておりますので、それにあわせた形で発行していきたいと考えております。

町勢要覧につきましては、ここ1年間の町内の活動する写真を掲載したく、作成に1年の期間が必要なため債務負担をお願いするものであります。

また、限度額につきましては、発行部数を1万部、カラー印刷で約52ページの要覧を予定しておりますので、これは限度額ですけれども、800万円を計上したものであります。

続きまして、秘書広聴費の町制施行60周年記念事業の中で26万円ほど予算を計上してございます。

これにつきましては、実行委員会の委員の報酬ということで、20名ほど予定してございます。基本的には町民の代表の方を選任したいということでございます。

また、これにつきましては町長を実行委員長といたしまして、議員の皆様、また各団体の代表の方、並びに町民の代表の方を構成する実行委員会を進めていきたいということです。

また、この事業につきましては、基本的には来年度、平成27年4月1日から28年3月31日ということの基本にしてございます。ただ、町の中の検討委員会の中で、どうしても27年1月1日以降に事業をやりたいというものについては、特例として認めるということでございます。

いずれにしても、実行委員会の中で町のやる事業を決定していくと、それを町民の方に知らしめるという形で、また、具体的に実行委員会で承認をしていただければ、その都度広報等で事業をご説明していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 次に、児童クラブ推進事業について、石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答え申し上げます。

布川小学校児童クラブ教室新築工事実施設計業務委託ということで計上させていただいたものでございますけれども、現時点で予定している考えは、軽量鉄骨造、プレハブハウス、平屋建てでございます。場所につきましては、布川小学校の空き地を活用させていただくということで考えております。

○議長（井原正光君） 次に、教育研究指導費について海老原学校教育課長。

○学校教育課長（海老原貞夫君） それでは、教育研究指導費の内容につきまして説明いたします。

まず、節7賃金でございますが、これは小学校生活で特別な支援を必要とする児童がおりまして、その支援をするために特別教育支援員が必要となります。その臨時雇人料として62万7,000円を計上いたしました。

これは1日当たり4時間、週5日でございます。当然、学校の休業時、例えば祭日とか冬休みなどは除外されます。

それと、通勤費として2万3,000円を計上しております。

次に、節8報償費でございますが、今、若泉議員がおっしゃられましたように、利根中学校で、ウェルネススポーツ大学から外部コーチとして指導してもらうということであり、このコーチ謝礼として27万円ということであり、1日当たり3時間程度、週3回を予定しております。

部員は20人程度で、これは利根中学校の部活動でありますので、あくまで利根中学校の生徒のみということでございます。

それと、節12役務費につきましては、外部コーチの保険料として2,000円を計上しております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 債務負担行為は、内容はわかりましたけれども、一つお聞きしたいんですが、記念誌ですね、52ページのカラー記念誌で1万部というのは、かなり部数が多いと思うのですが、これはどの辺まで配布するのか、それを一つだけお伺いしたいと思います。

あとは、債務負担行為のほうは結構でございます。

民生費のほうに関しましても、わかりました。

それから、教育費のほうですが、海老原学校教育課長、ご丁寧に支援員派遣事業も答弁をいただきまして、ありがとうございます。これはこの前、説明を聞いたので大体わかっていましたけれども、改めて御礼申し上げます。

バドミントンのほうで二、三お聞きしたいんですが、利根中の生徒のみということで、それもわかりました。

あと、バドミントンの練習をするところはウェルネススポーツ大学の体育館ですか、あちらでやるんだと思いますけれども、それが一つ。

それから、ここに指導員の費用は入っていますけれども、借り賃というものは要らないのか、その2点だけお伺いします。

○議長（井原正光君） 町制施行60周年記念事業について、高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それではお答え申し上げます。

1万部でございますが、その配布先としましては、利根町の全世帯を予定してございます。また、県内からも我々のほうに来ますので44市町村分もありますし、また、視察を受けたときにも町勢要覧を配布するという形でございます。

ちなみに、前回の町勢要覧につきましても既にないと。これは14年ほど期間がありますけれども、もうないということでもありますので、1万部はここ10年間、これは10年後しかつくりませんので、その10年間のための1万冊という形で考えております。

○議長（井原正光君） 次に、教育費について、伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、お答えします。

ウェルネススポーツ大学の使用についてですが、1学期中、実は利根中学校のほうに既にローテーションを組んでおりまして、使えないときがありまして、そのとき特にウェルネススポーツ大学との話し合いの中で、それを使うということで使っておりました。

現在は土曜日に1回程度ウェルネススポーツ大学のほうに行きまして、そこを会場として、指導者も大学のほうに専門的な知識を持った指導者がおりますので、そういうところで練習しております。

ウェルネススポーツ大学との協定がありますので、会場については、これはご好意ということで使わせていただいております。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質疑が終わりました。

以上で議案第37号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第37号 平成26年度利根町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第9、議案第38号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第38号 平成26年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第10、議案第39号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第39号 平成26年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第40号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 平成26年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第12、議案第41号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第41号 平成26年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第13、議案第42号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第42号 平成26年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第14、議案第43号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 平成26年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（井原正光君） 日程第15、議案第44号 財産の取得についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第44号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 11番若泉昌寿議員。

○11番（若泉昌寿君） 動議を行いたいと思います。

○議長（井原正光君） ただいま若泉議員から動議との発言がありました。

それでは、11番若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 低迷する利根町農業の活性化を図るため、特別委員会の設置を提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） ただいま若泉議員から、特別委員会の設置についての動議がありました。この動議には所定の賛成者がいますので成立いたしました。

特別委員会設置についての趣旨説明を求めます。

若泉昌寿議員。

〔11番若泉昌寿君登壇〕

○11番（若泉昌寿君） それでは、趣旨説明を行います。

農業の活性化を目指し特別委員会の設置を要望します。

利根町の産業は、町長がいつも述べているように米づくりでございます。現在、米の収穫も終わりに近く、ことしも利根町においては豊作だと思います。しかし、過去に例を見ない価格で、60キログラム1万円に満たない価格で買い取られております。

これまでも米の価格は安く、農家の方々は大変苦しい農業を続けております。このような状況がこれからも続くようだと、米づくりから離れてしまうおそれもあります。そのようにならないためにも、町は農業に対し積極的に力を入れるべきと思います。

私たち議員は、農業の活性化を目指し特別委員会を設置し、行政、生産者、議員、関係機関と力をあわせて努力していきたいと思ひ、動議を出しました。

議員の皆様、ご理解の上、ぜひ賛同くださるようお願いいたします。

○議長（井原正光君） ただいま若泉議員から特別委員会設置について説明がありました。説明内容をお手元に配付します。

〔資料配付〕

○議長（井原正光君） この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定されました。

○議長（井原正光君） 追加日程第1、利根町農業活性化対策特別委員会設置の件を議題とします。

本件についての提案理由は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

本件について、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、利根町農業活性化対策特別委員会設置の件についてを採決します。

お諮りいたします。

利根町農業活性化対策特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、本件については可決されました。

暫時休憩いたします。全員協議会室にお集まりください。

午前11時06分休憩

午前11時47分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど決定いたしました利根町農業活性化対策特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長において指名いたします。

利根町農業活性化対策特別委員会の構成委員を事務局長に朗読させます。

議会事務局長酒井賢治君。

○議会事務局長（酒井賢治君） それでは、利根町農業活性化対策特別委員会の構成委員の氏名を朗読いたします。

まず初めに、若泉昌寿議員、次に、五十嵐辰雄議員、守谷貞明議員、白旗 修議員、花嶋美清雄議員、以上の5名です。

○議長（井原正光君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、利根町農業活性化対策特別委員会委員は事務局長が朗読したとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に利根町農業活性化対策特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。利根町農業活性化対策特別委員会から互選の結果の報告を求めます。

利根町農業活性化対策特別委員会委員白旗 修君。

〔利根町農業活性化対策特別委員会委員白旗 修君登壇〕

○利根町農業活性化対策特別委員会委員（白旗 修君） それでは、ご指名により発表いたします。

利根町農業活性化対策特別委員会の委員長には若泉昌寿委員、そして副委員長には五十嵐辰雄委員が決まりました。

○議長（井原正光君） 利根町農業活性化対策特別委員会の委員長及び副委員長は委員報告のとおりです。

委員長の挨拶をお願いいたします。

利根町農業活性化対策特別委員会委員長若泉昌寿君。

〔利根町農業活性化対策特別委員会委員長若泉昌寿君登壇〕

○利根町農業活性化対策特別委員会委員長（若泉昌寿君） 先ほどは動議で利根町農業活性化対策特別委員会の設置を皆様にお願ひしましたところ、大勢の方の賛成が得られまして、無事設置することができました。

そして、ただいま白旗委員のほうからご報告がありましたように、私が委員長を務めさせていただきます。

これから我々の任期は来年の4月末までしかございませんが、その短い期間でございますが、精いっぱい頑張つてこの利根町の農業に関して活性化になるように、ぜひとも全力を尽くしたい、そのように考えておりますので、改めて委員になりました皆様にはよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で挨拶といたします。頑張ります。

○議長（井原正光君） 利根町農業活性化対策特別委員会委員長の挨拶が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 1 5 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

石井税務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

石井税務課長。

〔税務課長石井博美君登壇〕

○税務課長（石井博美君） 先ほど若泉議員の質問の中に、農耕用の台数を把握しているのかという点のところ、いかにも、私、公道を走らないものは登録しなくていいような発

言をしてしまいまして、申しわけございません。当然、登録というより申請はしていただくこととなります。この件につきましても、今度の軽自動車改正のところに、呼びかけという形で、皆さんに広く知らせていきたいと思っておりますので、その辺、訂正、並びにおわびということで、よろしく願いいたします。

○議長（井原正光君） 日程第16、議案第45号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から、委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、ただいまより一般会計歳入歳出決算認定の件について、特別委員会の報告をいたします。

平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

特別委員会は去る9月3日より4、5、8日の4日間にわたり、町長、教育長、担当課長及び担当職員の出席を求め、慎重な審議を行いました。

平成26年9月2日に付託されました一般会計歳入歳出決算は、歳入は款1町税から款20町債まで、歳出は款1議会費から款13予備費まで慎重な審査を行いました。

その結果、賛成者多数ではありましたが、原案を認定するものと決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

歳入総額54億6,693万7,396円に対し、歳出総額52億3,109万2,623円でした。歳入歳出差引不用額2億3,584万4,773円でありました。

ここで委員長の所見を、特会を含めて述べさせていただきます。

不用額の中には無理、無駄の節約、契約差金等の節約もありましたが、当初の予算が十分に活用されなかったのか、それとも予算作成が甘かったのか、今後の執行部の予算編成において問題点や課題を十分踏まえた上で予算作成に取り組んでももらいたいと思っております。

不用額が生じるということは、住民サービスの低下になりかねないと懸念するところがあります。不用額の生じない心のこもった町民本位の予算執行をお願いいたします。

また、決算審査特別委員会の会議の中で各委員より活発な前向きな質疑がありました。その内容等を踏まえて執行部各位の次年度予算編成に生かされ、反映されることを期待して委員長の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 決算審査特別委員会で反対の理由を申し上げておりませんし、本会議の中で私の反対の理由を申し述べておきたいと思えます。

私は、平成26年度一般会計決算案について、次の三つの理由で反対いたします。

理由の1、歳入増の工夫が不足していること。

まず、歳入増収策としての産業振興策が極めて不十分という問題がありますけれども、この問題は極めて大きく複合的な問題ですので、ここでは言及を控えておきます。

他の歳入増収策については、努力をこれまで行っていなかったというわけではありません。それなりにやっているとも思えます。しかし、その努力、探求の工夫が足りません。

例えば、平成22年度から導入した太陽光発電装置により得られた電力の売電による増収、これは相当大きなものがあり得るのですが、それが全くとられておりません。

また、適切な受益者負担の追及が不足しております。得るべき歳入の不足を来しております。その最も大きなものがごみ処理費用の受益者負担の適正化の問題であります。いろいろございますが、学校給食費の父兄負担のあり方についても、私は検討の余地があると思えます。

さらに、超低金利時代に多額の基金を有している町としては、确实有利な運用の工夫の余地がまだあると思えます。

反対の理由の2です。歳出削減の工夫が不足していること。

事業の見直しによる不要不急の事業の削減努力が、まだまだ不足しています。それどころか、首長が公約などで打ち出した政策に基づく施策やサービスが、不要な歳出増を生んでいることも多いと、私は思えます。

歳出削減は行政サービスの低下につながりやすく、実行しにくいことであることは間違いありません。従来から実施している事業はいつまでも必要という、暗黙の前提で担当の部署職員は事務を行っていることが非常に多いと思えます。

また、首長が選挙公約などで掲げた事業は、その有効性が十分に検討されずに予算化されてしまうケースも見られます。そのために、本当に必要な事業、サービスが実施できなかったり、不十分であったりすることも起きております。

それゆえに、事業やサービスごとの有用性や経済性、別の言葉で言えば費用対効果の徹底的な見直しが常に行われなければなりません。

先ほどの監査委員の監査報告でも言っておりますけれども、町のやっております事業のスクラップ・アンド・ビルドというものが必要であろうと思えます。しかし、実際には十分行われていないという状況があると思えます。

反対の理由3、既定の予算にこだわり住民の要請に硬直的であり、柔軟に対応できてい

ないこと。

事業やサービスは予算どおりに実行することが基本であって、予算を超過することは原則あってはなりません。しかし、予定外のことがあって予算の変更が必要な場合も生じるため、そのことを予測して予備費が計上されています。

平成26年度の予備費は500万円ありました。当初の見込んでいない事業に、そのうち約108万円が予備費から充当または流用されております。年度末にはこの予備費が約392万円残っております。しかし、住民から年度途中に出てきた事業提案には、いつも担当部署の人々は予算がないということで、住民の要求に応じないことがほとんどであります。

決算審査委員会で申し上げた例を、これに添ってちょっとご説明いたしますと、ことしの3月、25年度末に赤松宗旦展が行われました。予算審議のときにも申しましたけれども、これは宗旦展の企画の段階の練り方が足りないから、予算が足りない。要するに実際の主催者と町の担当者と十分な前もっての打ち合わせがないままに、予算が約5万円計上された。それで、あとは予算がないということで、赤松宗旦の実質的な住民の主催者が若干赤字を負担しております。これは、個人としては決して少なくない負担であります。

それから、これは今年度の問題ですが、委員会の中で申し上げましたけれども、運動会に巡回バスを出してはどうかということが町内会で……（「決算委員会と関係ない話は余り出さないでよ」と呼ぶ者あり）待ってください。決算というのは、次の予算のために検討していることですから黙っててください。

10月の運動会のために巡回バスを出してほしいということも、これは予算がないということで来年度に回すという答えが出てまいりました。しかし、予備費はことしも500万円ぐらいあるかと思いますが、巡回バスを1回行き帰りやるのに、そんな金はかからないわけですが、要するに町側が自分で考えたことについては予備費は出るんですね。しかし住民の側から、本当にそれがいいことであっても住民から出たきたら、予算がないと切られているのが通年のことでもあります。

○6番（坂本啓次君） それは緊急性が余らないだろうよ、そんなの常識だよ、わかんないのかよ、そんなの。

○7番（白旗 修君） いずれの場合でも、町の担当者は、予算がないという理由で……黙っていて。

○6番（坂本啓次君） だめだよ、そんな勝手なことばかりしゃべっていて、1時間ぐらいやられたらどうするんだよ。

○7番（白旗 修君） 議長、注意してください。

いずれの場合でも、住民が町に対して不平不満を持つ部分が、こういう、せっかく提案しても、予算がないとか、そういう理由で切られている場合が、過去から見て非常に多いんです。だからそういうことを、住民側から出てきたものもよく検討して、本当にそれが大事なことであるならば、予備費を使ってやるという姿勢が現在まで足りていないと私は

思います。

ですから、今年度からそういうことを十分わきまえて考えながら、住民の本当にいい提案であれば、予備費の中でできるものは、その年度の中でやるように努力をしていただきたいと思います。

この二つのいずれの場合でも、町の担当者は予算がないという理由で、住民の要請あるいは願いをはねつけております。

利根町の職員は、長年、住民からの切実な要請、町の事業のレベルアップにつながる提案、予算的にはごく少額を要するだけの提案を、予算がないの一言ではねつけております。毎年予備費が十分あるのに、住民の正当な要望に応えようとしていなかったのが、これまでであろうかと私は思います。この行政の姿勢が住民の不満、役所批判につながっていることを役場職員に、特に幹部職員にはわかっていたいただきたいと思います。

何度も繰り返しますが、決算審査は過去1年間の事業を反省し、次の予算編成のために行うものです。決算審査の過程で見えてきた問題点を検討し、次年度の編成に反映させる材料とするために、私はあえて議論を提起し、本議案に反対を表明するものであります。

○議長（井原正光君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号 平成26年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立多数です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第46号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第46号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成26年9月2日に付託されました上記の議案を、委員9名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員8名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第46号 平成25年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第18、議案第47号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第47号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成26年9月2日に付託されました上記の議案を、委員9名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員8名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第47号 平成25年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第19、議案第48号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第48号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成26年9月2日に付託されました上記の議案を、委員9名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員8名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第48号 平成25年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第20、議案第49号 平成25年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第49号 平成25年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成26年9月2日に付託されました上記の議案を、委員9名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員8名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第49号 平成25年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第21、議案第50号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

[決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第50号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成26年9月2日に付託されました上記の議案を、委員9名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員8名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第50号 平成25年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第22、議案第51号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告を求めます。

坂本啓次決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長坂本啓次君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（坂本啓次君） それでは、議案第51号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について報告いたします。

当委員会は、平成26年9月2日に付託されました上記の議案を、委員9名出席のもと慎重に審査いたしました。その結果、委員長を除く委員8名全委員の賛成を得て原案を認定すること決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（井原正光君） 委員会審査の経過及び結果の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第51号 平成25年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井原正光君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第23、常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって……（発言する者あり）委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井原正光君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

お静かに願います。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 平成26年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日から本日まで通算11日間にわたり行われました今期定例会、この定例会では今年度の補正予算を初め、条例制定や改正、平成25年度の決算認定など合計22件の案件につきましてご提案申し上げましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議をいただいた結果、全て原案のとおり可決並びにご承認をいただきましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

また、本定例議会中、9月3日から4日間の日程で行われました決算審査特別委員会、そして9日、10日、11日に行われました一般質問、さらには本日の議案に対する質疑など、それぞれの過程で議員の皆様からいただきましたご意見やご要望、ご提案等につきましては、大変貴重なものと受けとめ、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

今定例会の冒頭でも申し上げましたとおり、昨今の景気は緩やかな回復基調が続いているとの見方がされておりますが、私たちの日常生活への直接反映には幾分遠く、まだまだ厳しい状況下にあることに変わりがないと感じているところでもございます。

現在、こうした状況が続いている中、当町の財政状況は少しずつ健全化が進んでおりますが、今後も引き続き事務事業のさらなる合理化や効率化、能率化を図っていかねばならないと考えております。

当町もほかの自治体と同様に福祉や医療、環境問題、農業政策、都市生活基盤づくり、防災対策や教育の充実等々、さまざまな分野で行政課題を抱えております。今後におきましても、町民の皆様暮らしに役立つさまざまな情報を積極的に入手するとともに、厳しい財政状況の中、創意工夫はもとより、必要性や緊急性、さらには費用対効果等も十分考慮しながら町政運営に努めていきたいと、そのように考えておりますので、議員の皆様方にはご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、閉会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。11日間にわたり大変ご苦労さまでございました。

○議長（井原正光君） 発言が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本定例会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、平成26年第3回利根町議会定例会を閉会とします。

なお、平成26年第4回定例会は、平成26年12月16日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後1時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 井原正光

署名議員 石山肖子

署名議員 新井邦弘